

軽自動車税課税業務の一部を委託する業務委託料等の 値上げ改定について

1 改定の理由

令和元年10月18日付け長軽自第41号で一般社団法人全国軽自動車協会連合会長野事務所 代表責任者 柴田忠昭から、別紙のとおり「消費税増税にかかる業務委託料の改定等について」の要望があり、前回の改定以降、消費税率が5%から8%に引き上げられた際も据え置いてきていること、これまでも改定の申し入れがあったが、据え置きをお願いしてきたことを考慮し、今回の要望については、価格の改定に応じる必要があると考えられるため。

2 委託料等の推移

(1) 軽自動車税課税業務の一部を委託する業務委託料

	各市委託料単価		
		軽自動車協会手数料	市長会事務費
昭和41年～	15円	10円	5円
昭和61年～	25円	20円	5円
平成21年～	35円	30円	5円
改定(案)	36円	31円	5円

(2) 軽自動車税申告書の電子データ化業務委託料

	各市委託料単価		
		軽自動車協会手数料	市長会事務費
平成23年～	75円	71円	4円
改定(案)	78円	74円	4円



長軽自第 41 号
令和元年 10 月 18 日

長野県市長会 会長 加藤 久雄 様
長野県町村会 会長 羽田 健一郎 様

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
長野事務所
代表責任者 柴田 忠昭



消費税増税にかかる業務委託料の改定等について（要望）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県市長会様と長野県町村会様と弊社との間で軽自動車税に関し、「市町村軽自動車税課税業務の一部を委託する業務委託契約書」（平成 21 年 4 月 1 日付）ならびに「軽自動車税申告書の電子データ化業務委託契約書」（平成 23 年 10 月 1 日付）にもとづき委託料を締結しております。

平成 21 年からこれまでの間、消費税の増税が実施されるとともに、諸物価や労務単価が大幅に上がるなかで、当連合会長野事務所は委託料に転嫁せず、諸経費の削減をはじめ経営努力により価格の維持に努力してまいりましたが、本年 10 月 1 日からの消費税増税に対し、当連合会長野事務所での努力では抗し難い状況になったことから、委託料の改定をお願い申し上げます。

記

1. 「市町村軽自動車税課税業務の一部を委託する業務委託契約書」にかかる委託料について

現行 30 円

改定後 $28.57 \text{ 円} \times 110\% = 31 \text{ 円}$

※30 円を 5% の内税として単価を 28.57 円と計算した

2. 「軽自動車税申告書の電子データ化業務委託契約書」にかかる委託料について

現行 71 円

改定後 $67.62 \text{ 円} \times 110\% = 74 \text{ 円}$

※71 円を 5% の内税として単価を 67.62 円と計算した

3. 改定日

令和 2 年 4 月 1 日

以上



令和元年10月18日

消費税増税に関する業務委託料の単価について

単価の計算方法については、以下をご参照ねがいます。

1. 「市町村軽自動車税課税業務の一部を委託する業務契約書」にかかる委託料

現行 30円

消費税率5%の内税として、単価を算出

$$30円 \div 105\% = 28.57143 \text{ 円} \quad \dots a$$

aの値について小数点第2位（3位を四捨五入）とした

$$28.57円 \times 110\% = 31.427 \text{ 円} \quad \dots b$$

bの値について円未満切り捨て

変更後 31円

2. 「軽自動車税申告書の電子データ化業務委託契約書」にかかる委託料について

現行 71円

消費税率5%の内税として、単価を算出

$$71円 \div 105\% = 67.61905 \text{ 円} \quad \dots d$$

dの値について小数点第2位（3位を四捨五入）とした

$$67.62円 \times 110\% = 74.382 \text{ 円} \quad \dots e$$

eの値について円未満切り捨て

変更後 74円